

中央会

組合活性化情報



2002.11
No.457

わかやま

第54回全国大会開催
売掛債権を担保に融資を受ける！
和歌山県の先進組合

No.457

2002. 11

W A K A Y A M A

Contents

今月のトピックス	1
● さいたま市で全国大会開催	
ステップアップ講座	6
● 「経営戦略を生かすコ・ディネ・ト活動」	
施策情報	8
● 売掛債権を担保に融資を受ける！ ～活用事例～	
役員スポットライト	13
特集 ～和歌山県の先進組合～	14
● 熊野川流域木材	
● 七曲商店街協同組合	
中央会だより	19
● 中央会わかやま編集委員会開催	
青年中央会だより	20
● ～和歌山マリ・ナシティで近畿ブロック開催～	
会員だより	21
全国の先進組合事例	22
情報連絡員報告	26
共済制度のご案内	28

“ 変革のうねりの海に今こそ発揮組織力 ” ～ さいたま市で第54回全国大会開催 ～

平成14年10月17日（木）「さいたまス - パ - アリ - ナ」において第54回中小企業団体全国大会が開催されました。

今回の大会テーマは、“ 変革のうねりの海に今こそ発揮組織力 ”。

中小企業団体を代表する約6,700名が全国から一同に会し、大会宣言、決議採択、組合功労者等の表彰などが行われました。

今回の大会は、構造改革という大きな変革の中にあって、中小企業が21世紀の活力ある経済社会を担う方向性を定めていくためにも重要な意味を持つもので、大会宣言にも力強さと確固たる決意が込められていました。

又、本大会には和歌山県中央会関係からも多数のご参加をいただき、独自の視察研修を盛り込んだ企画のもと、充実した全国大会参加となりました。



大会決議

1 デフレ脱却のための景気対策を重視した経済運営

構造改革の実をあげるため、何よりもデフレ脱却のための景気対策を重視した経済運営を推進し、民需喚起と新規雇用創出のための措置を早急に講ずること。

また、補正予算の早期の編成と早期執行を行うとともに、平成15年度予算においても、中小企業を抜本的に支援する政策を思い切って講ずること。

2 景気回復を目指した中小企業対策予算の大幅増額

平成15年度の予算編成に当たっては、新たなビジネスフロンティアの開拓や地域の活性化等に積極的に取り組む中小企業に対する支援の強化を図るとともに、景気対策としても中小企業対策予算の大幅な増額を図ること。その際、事業費について都道府県の負担が軽減されるよう国の補助要件を弾力化すること。

3 中小企業金融対策の充実強化

金融機関等の経営の安定を図るため、国の中小企業対策予算の55倍を超える総額10兆4,000億円強の資本注入を行ったものの、中小企業の資金調達環境は未だ不安定であり、金利引上げ要請が横行していることから、資金調達手段の多様化・安定化を積極的に支援するため、以下のような金融支援措置を講ずること。

- (1) 平成15年4月からのペイオフ全面解禁は、地域の中小金融機関等の資金流失が一層増幅し、中小企業の資金調達が困難となり、地域経済への影響が甚大となることから、景気が自律的に回復し、金融システムの安定が確実となるまで延期すること。
- (2) 金融システム不安が払拭されない中で、政府系中小企業金融機関による金融セーフティネット機能は極めて重要であることから、中小企業金融対策として現状レベルの民間補完機能は維持されるべきであり、政府系中小企業金融機関の改革論議は凍結すること。
- (3) 中小企業信用補完制度の一層の充実を図るため、中小企業総合事業団の保険準備基金、融資基金及び信用保証協会の基金補助金の大幅な増額を行うこと。
- (4) 中小企業のセーフティネット施策である中小企業倒産防止共済制度について、最高掛金の引上げ、共済貸付手続の簡素化、貸付実行期間の短縮を図ること。

4 中小企業連携組織対策の充実強化

- (1) 企業組合について、法人への組合員資格の付与、従事比率・組合員比率の緩和など、制度を改善するとともに、企業組合に対する税制・金融面での支援策を抜本的に強化すること。
- (2) 中小企業組合の決算関係書類・議事録等の電子化を容認するなど、さらに中小企業組合制度の改善を図ること。
- (3) 循環型社会の構築・安全対策など社会的課題に対する業界単位での対応を図るため、商工組合等による取組みに対する支援策を強化すること。
- (4) 国は、一般財源化された都道府県中小企業団体中央会職員の人件費について、交付税面での所要の手当て等に万全を期するとともに、都道府県においても、中央会の指導体制の整備・充実、事業の円滑な実施等について特段の配慮を行うこと。

5 I Tによる経営革新推進のための支援の強化

中小企業の経営革新には、I T活用による効率化の追求とともに、新たなビジネスチャンスへの積極的な挑戦が不可欠であるが、人材、資本、技術力等の制約により、中小企業のI T化対応は必ずしも十分な状況にはなく、大企業等との情報力格差が拡大しつつあることに鑑み、早急に次の措置を講ずること。

- (1) 組合等が行うI T活用型ビジネスモデルの開発、受・発注等を目的とした電子商取引システムの構築等に対する支援策を充実・強化すること。
- (2) 電子商取引等中小企業の情報化推進に必要な人材育成策を充実・強化すること。
- (3) 行政の情報化及び公共分野のI T化推進において、中小企業が適切に対応できるよう、申請システム等の簡便化を図るとともに、普及・P Rの徹底を図ること。
- (4) 電子商取引等の基盤となる情報通信ネットワークの安全性及び信頼性確保に向けた所要の施策を推進すること。

6 法人事業税への外形標準課税導入断固反対

賃金・資本金等を課税標準とする外形標準課税の導入は、我が国経済の活力を削ぐばかりでなく、最重要課題である雇用創出に逆行すること、赤字法人や大多数の中小法人への課税強化となること、さらに、新規創業支援に逆行することなど、中小企業への悪影響はきわめて重大かつ深刻であることから、法人事業税への外形標準課税は絶対に導入しないこと。



7 事業承継税制の一層の拡充

- 中小企業の経営資源について、次世代への事業承継を円滑にするため、次の改善を図ること。
- (1) 相続税・贈与税の税率の引下げと税率構造の緩和を図ること。
 - (2) 中小企業の事業用資産に対する相続について、包括的な軽減措置を認めるなど事業承継税制を充実・強化すること。
 - (3) 中小会社の取引相場のない株式等に係る評価方法の改善を図ること。

8 中小企業関係税制の一層の拡充

我が国の雇用創出や地域経済の活力の源泉である中小企業が将来に向けて積極的な事業展開を図り、その活力を維持・増進させ、経営基盤を強化することができるよう、一層の税負担の軽減等を図ること。

- (1) 法人税率の引下げ等
- (2) 研究開発、設備投資を促進する税制等の充実・強化
- (3) 消費税の中小事業者特例措置の維持・存続
- (4) 協同組合等の留保所得の特別控除制度など、中小企業関係租税特別措置の延長
- (5) 中小同族会社の留保金に係る重課税制度の全面的廃止
- (6) 交際費の損金算入限度額の引上げ等
- (7) 固定資産税の税率の引下げ
- (8) 青色申告者に対する勤労所得控除制度の創設



9 信用組合の充実強化

信用組合が、経営の健全性を確保し、引き続き中小企業者と地域社会の負託に応えていくため、地方公共団体等による資本増強支援と低利預託金の増額等を行うこと。

また、信用組合にとって、地方公共団体の預金は受信面で大きなウエイトを占めており、信用組合の基盤確保となることから、預金保険制度とは別途の特別立法等の措置によって、全額保護すること。

10 中小企業労働対策の充実

完全失業率が5%を超え高水準で推移するなか、雇用面のセーフティネットに万全を期するとともに、中小企業の活力の増進と雇用の維持・増大等を図るため、以下の施策の早期実現を図ること。

- (1) 労働基準法制等について次の措置を講ずること。
 - 有期労働契約について、現行原則1年に制限されている契約期間を最長5年に延長すること。
 - 裁量労働制について、中小企業も活用できるように、対象業務の拡大、導入要件の緩和等を図ること。
 - 労働者派遣法について、派遣期間の制限、派遣の除外業務等の見直しを行うこと。
- (2) 雇用保険制度については、給付の徹底した見直しが大前提であり、保険料率の更なる引上げは行わないこと。
- (3) パートタイム労働者について次の措置を講ずること。
 - パートタイム労働者に対する所得税等の非課税限度額を大幅に引き上げること。
 - パートタイム労働者の均衡処遇のためのガイドラインの策定等については、企業の人事・労務管理を阻害することのないよう、その必要性も含め、慎重に検討すること。
- (4) 地域別最低賃金の改定のあり方、産業別最低賃金の廃止など、最低賃金制度のあり方を見直すこと。
- (5) 雇用関係各種助成制度の支給要件の緩和・弾力化と申請手続きの簡素化を図ること。

11 環境・リサイクル・安全問題への支援の拡充

環境・リサイクル・安全問題等の社会的規制が一段と強まる中で、中小企業がこれらの問題に円滑に対応できるよう、次の措置を講ずること。

- (1) 環境負荷低減の技術開発やリサイクルシステムの構築等、中小企業が行う環境問題への取組みに対する予算・金融・税制・情報・技術各方面における支援施策の充実・強化を図ること。また、グリーン製品市場の拡大など、環境産業の育成を図ること。
- (2) 国は、最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の設置・確保を促進するとともに、中小企業が共同で取り組む廃棄物処理のための設備導入や技術開発等のシステム構築に対する支援施策を強化すること。
 - また、産業廃棄物処理事業及び産業廃棄物処理施設設置に係る許可制度や手続きについて簡素化を行い、中小企業者や中小企業連携組織の負担を軽減すること。

12 まちづくり、中小商業・サービス業等への支援策の充実

- (1) 中心市街地及び商店街等商業集積のマネジメント機能を強化するため、商店街組合等が行うITを活用した新業態・新商品開発等のためのビジネスモデルの策定、大型空き店舗等の市街地空洞化対策、コミュニティビジネスなどへの取組みを強力に支援すること。また、経営コンサルタントの長期派遣など、個店の経営力の強化に向けた支援も一層充実すること。
- (2) 地方自治体による地域の実情を踏まえた大規模小売店舗立地法の運用を確保するための環境整備に努めるとともに、市町村において、まちづくり条例等の制定が促進されるよう支援を強化すること。
- (3) 中小卸売業が流通構造の変化に的確かつ迅速に対応できるようITの活用によるリテール・サポートの強化、情報マッチング機能の強化、共同化による物流の効率化など、経営革新への取組みに対する支援を強化すること。
- (4) 中小サービス業の創業や新事業展開のための情報、人材養成、マーケティング、資金等に対する支援策を一層充実させること。特に、高齢者や働く女性等を対象としたコミュニティビジネス等の多様なサービスの創出を促進するための支援策を強化すること。

13 不当廉売の防止、下請取引の適正化等公正取引の確保

- (1) 大規模小売業等が行う不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法、不当表示等に対し、国は、厳正かつ迅速に対処すること。
また、公正取引委員会は、競争制限的行為により中小企業の電子商取引への新規参入が不当に阻害されることのないよう対処すること。
- (2) 下請中小企業が親企業の優越的地位の濫用等により不利益な取引慣行を強いられ、不当なしわ寄せを受けることとならないよう、親企業への指導・監督機能を強化し、下請取引の適正化を図ること。
また、下請代金支払遅延等防止法について、一定の生産設備の製造委託及び役務委託を適用対象とすること。

14 中小企業者・中小企業組合に対する官公需発注の増大実現と良好な受注環境の確立

- (1) 各発注機関ごとの発注目標額の公表等を行うとともに、「平成14年度中小企業者に関する国等の契約の方針」に示された中小企業者向け発注目標額を上回る契約実績を確保すること。
- (2) 中小企業者の適正価格での受注確保のため、国等の発注にも、地方公共団体の発注と同様に、最低価格制限制度を導入すること。
- (3) 組合随意契約制度を「工事施工、物件製造、役務提供」にも適用すること。
- (4) 中小企業者の協同組織である官公需適格組合等の中小企業組合の官公需共同受注事業を積極的に活用すること。
- (5) 地方公共団体は、国と同様の官公需施策を講ずること。また、国はこれを強力に要請すること。

～ 受章おめでとうございます～

第54回全国大会組合功労者表彰

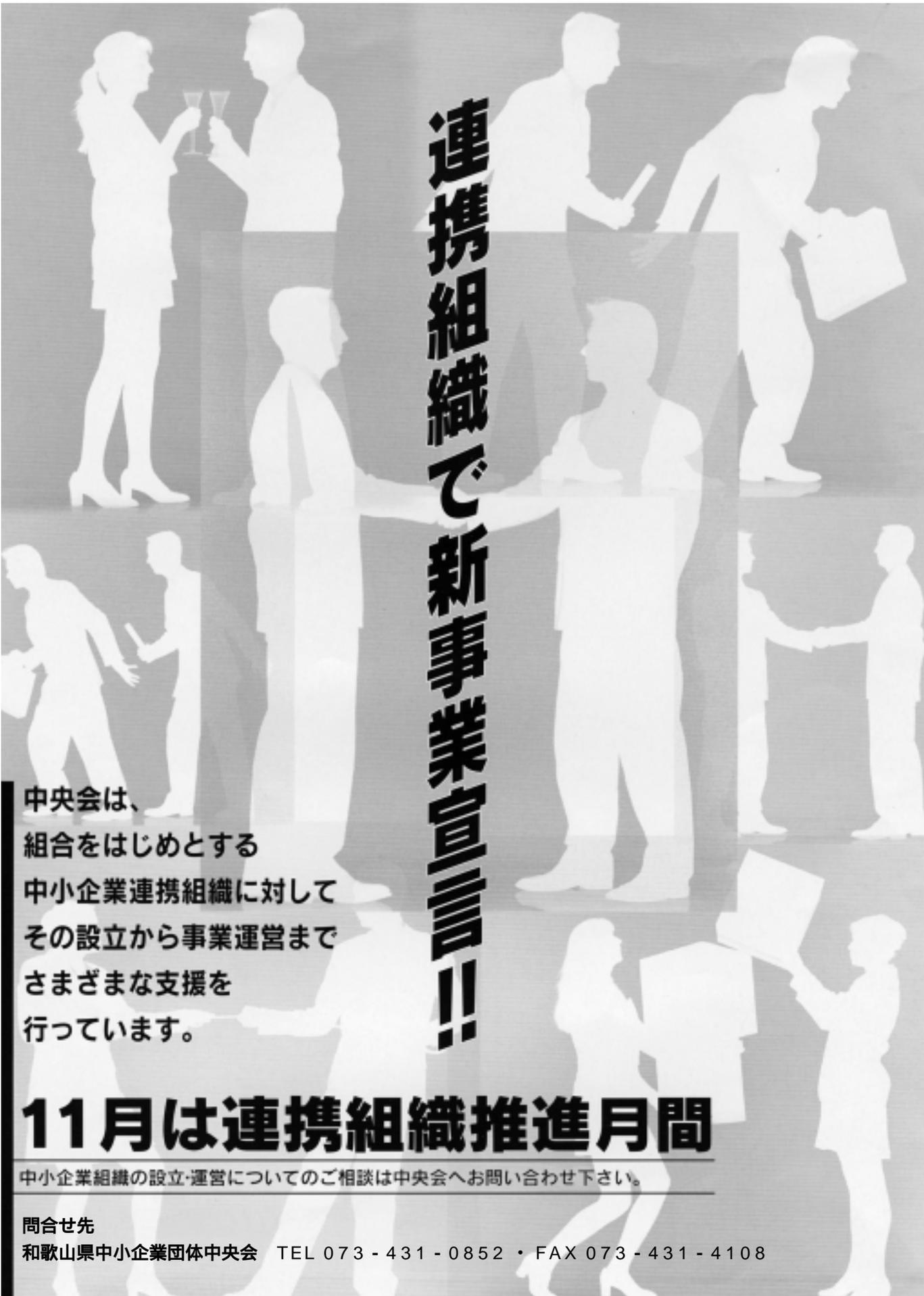


和歌山県遊技業協同組合
相談役・理事 川原 春一



海南中央商業協同組合
理事長 伊織 正治

中央会優秀専従者 情報総務部 総務課課長補佐 中井 祥之



連携組織で新事業宣言!!

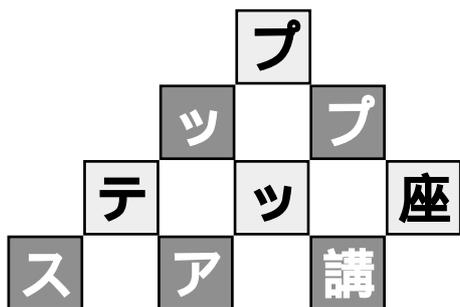
中央会は、
組合をはじめとする
中小企業連携組織に対して
その設立から事業運営まで
さまざまな支援を
行っています。

11月は連携組織推進月間

中小企業組織の設立・運営についてのご相談は中央会へお問い合わせ下さい。

問合せ先

和歌山県中小企業団体中央会 TEL 073 - 431 - 0852 ・ FAX 073 - 431 - 4108



経営戦略を生かすコーディネート

商品共同開発のうえ、販売提携した事例

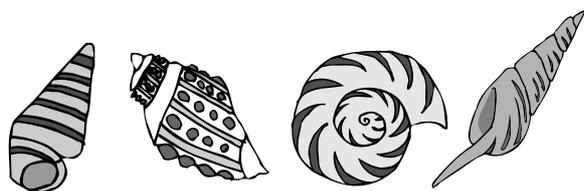
1. 田辺地区は古くから南洋より輸入した貝をボタンに加工する企業がいくつかあり、わが国におけるもっとも歴史の長いボタン産地となっており、いまでも有力産地のひとつです。昭和60年頃この産地企業のひとつが他の企業と合同し協業組合を設立することになりましたが、そのさい中小企業団体中央会は設立の支援に加え、合同するメンバーの交流をスムーズに進めるための事業を適用する事とし、本事業に私が起用されました。企業組合設立の大きなねらいは新しく工場適地を求めここに工場を集約し大規模化することであり、本事業を進めるにあたり高度化資金の利用、その前提として県等の高度化診断が行われました。高度化診断の結果、今後の必要な方向として得意先の1社集中の現状を改め分散化をはかるようにということが勧告の1項目として示されました。同組合（以下A組合と称する）としてはこれに取り組むこととなりましたが、長い間の取引関係からみてボタンについて他に販路を開拓することは道義的に問題ありとして、ボタン以外の新製品を開発しこれを新規先に販売して行くことになりました。その具体的な方向としては、同組合の金属ボタン加工技術を活かせるものとなりました。
2. この方針に応じ私は連携候補先として大阪府における建築金物卸業界における最大手のひとつB社に話をもっていくことにしました。というのはB社は建築金物のほか巾を広げ住宅関連品の取り扱いをも始め商品分野が広がっており接点が見つけ出される可能性が大きいとみたためです。B社にA組合の状況を報告、協力を打診した処、たんすなどのハコモノ家具

のつまみを研究して欲しいということになりました。しかし現存のものではB社としてもA組合と取り引きする必要はありませんから、デザイン性にすぐれたものの開発を要請されたのは当然といえましょう。

3. ところがA組合としては、家具のつまみに関してすぐれたデザインのものを開発する事は容易ではありません。そこで私が親しくしている大阪府庁のデザイン指導機関に相談した処、適任と思われる工業デザイナーの推せんを受けました。候補者は2名挙げられこれをA組合に持ち帰り諮ったところうち1名のデザイナーの指導を受けることになりました。なおそのさい指導を受けたデザイナーは、いま協同組合大阪デザインオフィスユニオン理事長として活躍中です。

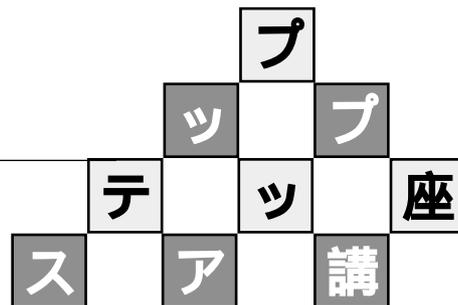
商品開発についてはB社からも参加、この強力体制で進めて行った結果、すぐれたデザインの花柄つまみが何点か開発されこれは当時の通産省からグッドデザイン商品として認定されたくらいです。

A組合の生産活動も軌道に乗り、このつまみはB社の販売ルートに乗り、ほどなく取り扱い高が年間約3千万円となりこの状態が長らく続きました。



ネット活動

中小企業診断士 芝野 寛也



4. B社と私との関わりは長く、私がもと勤務していた銀行から同社に対する企業診断の依頼を受け、昭和53年頃これに従事した事に始まります。

その後幹部社員セミナーや同社得意先セミナーで

の講演講師もつとめました。その後A組合以外にも和歌山県下の他の業種組合をも同社に案内し製品の開発について流通企業の立場からアドバイスをお願いしたこともあります。

< 閑話休題 >

私と大阪府とのデザイン行政との関わりは昭和57年度から数年続きました。例えばデザインコンサルティングシステムの起ち上げやデザイン業界の振興ビジョンの作成などについてです。この事業を通じてデザインというものについての考え方や開発手順についても私なりに理解しました。当時私に対していろんな業界団体からこれらについてレクチュアを求められる機会がありました。

ところが私ときたらファッションセンスは全くなく絵は描けないし、いわんや物作りもできません。この事を知っている家族はこれをテーマに講演する事に理解できず、家内からは「頼みに来る方も頼みに来る方なら、引き受ける方も引き受ける方や」、また娘からは「パパのデザインの話聞く人は気の毒や」と、散々でした。

イベント共同開催の事例

1. 県下某地区における水産加工業者を組合員とするC組合は、販路を地域外にも拡大すべく市場調査や調査結果をふまえて適切な方策を研究することになり、平成4年度に中小企業団体中央会の組合マーケティング強化対策事業に取り組むこととしました。

調査対象としては大阪市内の魚小売業者、大阪府下のニュータウンに住む消費者に対し行う事となりました。前者については私の知り合いの業界団体役員を通じ協力依頼、後者については平成2年度に私が診断に従事したDショッピングセンターと連携し共同でイベントを開催、その際消費者調査を実施しました。本稿では後者についての状況を述べます。

2. Dショッピングセンターは府下屈指の大ニュータウンの中にあり、設立主体は府などによる第三セク

ターです。この先は中小商業活性化事業がスタートした年度に実態調査と活性化方策策定のため府に適用を申し込み、府から本事業の手助けのため私が派遣されたものです。

勧告事項の一つとしてイベントの充実を提言した処、同センターはこれに取り組むことになり、ユニークなイベントを実施したいという意向を持っていたためC組合のマーケティング事業とうまくドッキングできたものです。

同センターモールで水産加工品の展示即売会を行ったところ反響大きく来街者が激増、展示品はほとんど売り切ってしまいました。消費者調査もアンケート調査と住民をモニターとした会議を開催しましたが、今後役に立つ貴重なデータ・意見を得ました。

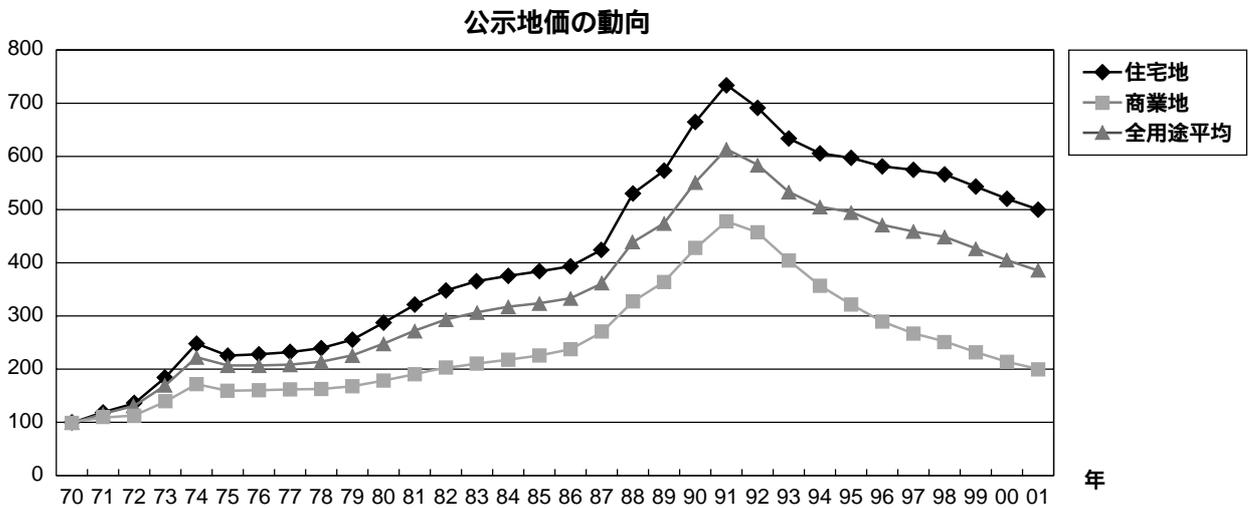
売掛債権を担保に融資を受ける！

～売掛債権担保融資保証制度の創設の背景と現状～

経済産業省

1 担保価値の下落

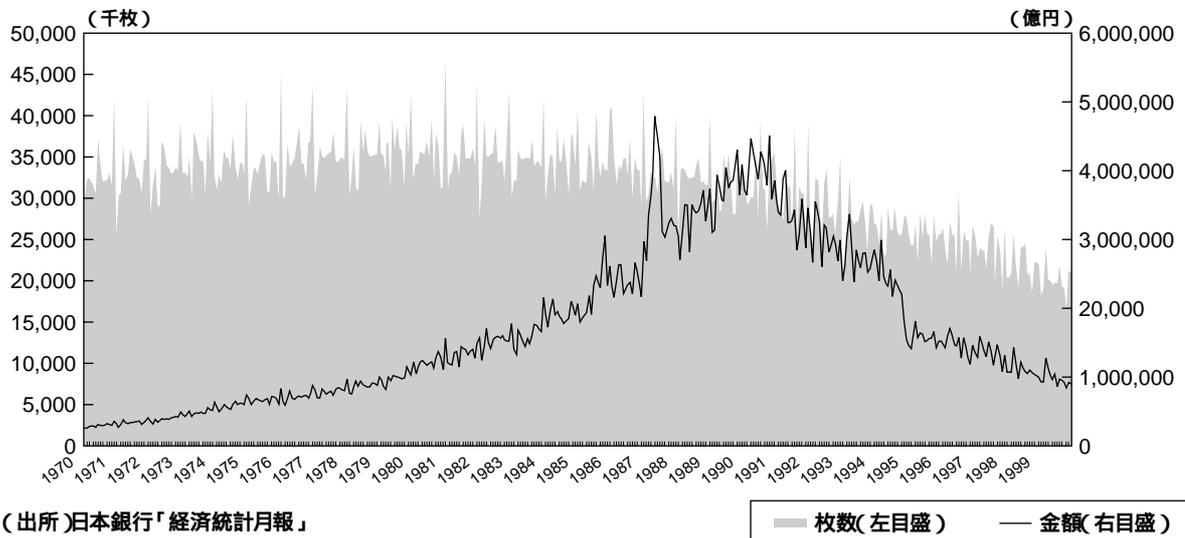
土地の価格が下落し、担保余力が低下しているため、中小企業の資金調達は一層の制約を受けている。



国土交通省「公示価格年別変動率」より、1970年を100として算出。

2 手形の取引枚数・金額の減少

我が国では手形取引が減少傾向にあり、売掛金を活用した資金調達の重要性が増大。



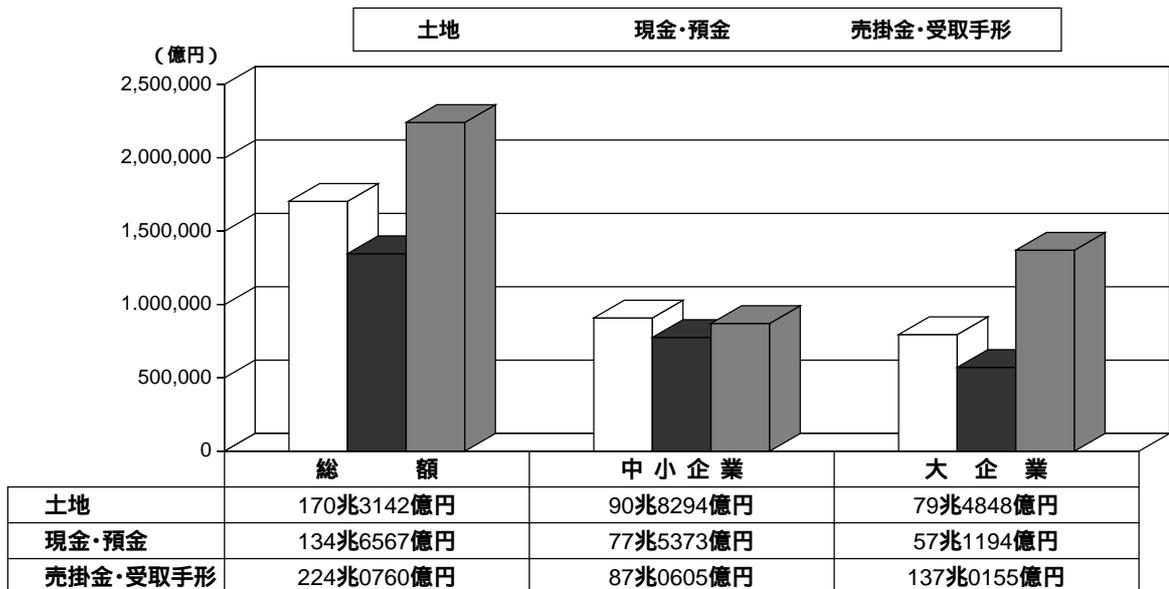
(出所)日本銀行「経済統計月報」

— 枚数(左目盛) — 金額(右目盛)

3

売掛債権の現状

中小企業の有する資産としては売掛債権は87兆円（売掛金68兆円、受取手形19兆円）であり、約91兆円の土地に匹敵するボリュームを有しているが、資金調達的手段として十分に活用されているとは言い難い状況。



（出所）大蔵省「法人企業統計年報」（平成11年度）

（注）中小企業とは、資本金1億円未満の法人企業、大企業とは、資本金1億円以上の法人企業を指す。

4

売掛債権担保融資保証制度の創設

我が国においては中小企業に対する売掛債権を担保とした融資が非常に低調である。その原因としては以下のように考えられる。

売掛先が倒産すると売掛債権は価値がなくなるリスク等が存在すること

売掛債権を担保として管理するコストが高むこと

資金繰りが悪いから売掛債権まで利用して資金調達をしたという風評被害がおこる恐れがあること等

こうした現状から脱却し、中小企業の資金調達の多様化を図るため、売掛債権担保融資保証制度（中小企業の売掛債権を担保として金融機関が融資をする場合に信用保証協会が別枠で保証する制度）を昨年末に創設。

不動産担保に制約された中小企業の資金調達構造を改革し、不良債権処理が進展する中でやる気と潜在力のある中小企業の資金調達の円滑化を図る。

5 売掛債権担保融資保証制度の概要

保証申込み

中小企業者は、すでに取引のある金融機関を通じて信用保証協会に本制度に基づく保証の申込みを行う。融資希望額、売掛債権の状況等により中小企業者ごとに借入金の上限額が設定され、その範囲内で1年間反復して融資を受けることが可能。

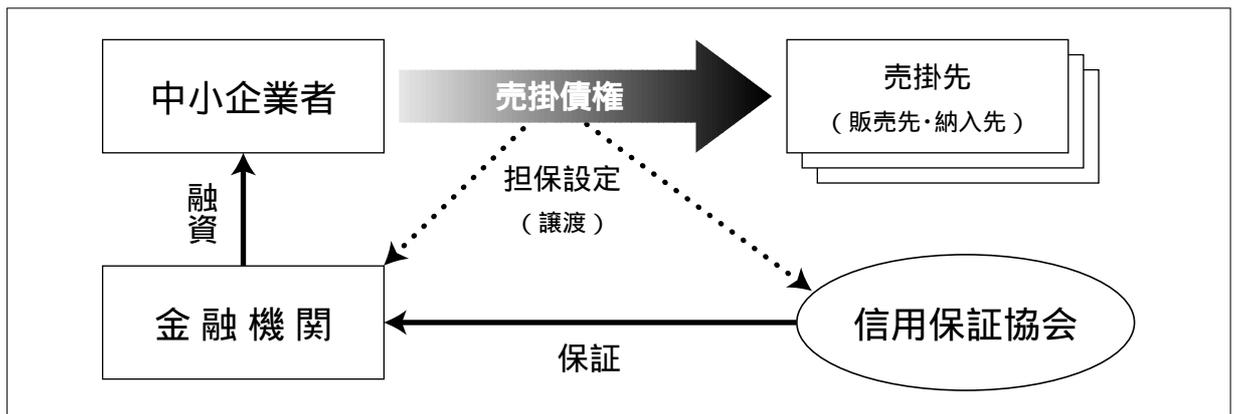
売掛債権の担保設定

中小企業者は、金融機関から融資を受けるための担保として、売掛債権を金融機関に対して譲渡する。個々の融資は、中小企業者が売掛先に商品・サービスを提供して、現に売掛債権が発生した段階でそれを引当として行われる。

中小企業者のデフォルト

中小企業者が借入金を返済できないときは（デフォルトした場合）、信用保証協会は金融機関に対して、中小企業者の借入金残高の90%を中小企業者の代わりに弁済する。金融機関及び信用保証協会は担保として有している売掛債権から回収を行う。

6 本制度の仕組み



6 債権譲渡禁止特約の解除

売掛債権担保融資保証制度を利用するためには、中小企業者が有する売掛債権を担保として、金融機関及び信用保証協会に譲渡する必要があるが、取引契約書において「債権譲渡禁止特約」がある場合、売掛債権の譲渡について売掛先の事前の承諾が必要。

■ 債権譲渡禁止特約の部分的な解除

債権譲渡禁止特約にただし書きを設けて、金融機関及び信用保証協会に対しては譲渡してもよいこととすると、売掛債権の譲渡が容易になる。

売掛債権担保融資保証制度 活用事例集

中小企業庁金融課（社）全国信用保証協会連合会

本事例は、売掛債権担保融資保証制度が平成13年12月17日に創設されてからの3か月間における実際の活用事例をもとに作成したものです。

事例1 優良な売掛債権を担保とすることで、不動産を担保とした借入りに匹敵する資金調達ができたと事例

借入企業	会社名：A社 売上高：9億円	資本金：2千万円 借入金額：個別保証2百万円	従業員数：25名 業種：機械プラント工事業
第三債務者(売掛先)	農・医薬中間物製造業者(大証2部上場会社)		
対抗要件	承諾		
事業の概要	A社は、地場化学メーカー等からのプラント工事を主たる事業とした企業。近年、プラント工事の単価の下落等により収益が悪化、赤字決算となっているが、今期、大型受注の確保により黒字転換を見込んでいる。		
本制度の活用	大型工事を受注したものの、外注費、材料費等の資金調達が必要であった。しかし、担保として余力のある不動産がないことから、新たな資金調達が困難な状況にあった。 金融機関に相談したところ、売掛債権を担保とすることができれば、本制度を利用した資金調達が可能になるとの説明を受け、受注先の大証2部上場会社(今期無配見込み)と交渉した。その結果、同社の「異議なき承諾」を得て、売掛債権の70%の掛目で借入れをすることができた。		

事例2 回収期間の長い売掛債権を担保として活用し、手元流動性を高めたことが利益率上昇に結びついている事例

借入企業	会社名：B社 売上高：30億円	資本金：4千万円 借入金額：個別保証2千万円	従業員数：45名 業種：建築材料販売業
第三債務者(売掛先)	建設業者		
対抗要件	承諾		
事業の概要	B社は、昭和50年設立、建築業者向けに建築材料を販売している。営業基盤は確立しているが、月ごとの売上高に波があること、また、売掛債権の回収期間が3ヶ月後の月末と長いことが悩みであった。		
本制度の活用	売掛債権は現金回収のため手形割引もできず、従来、期日まで現金化が出来なかった。今般、取引金融機関の勧めで本制度を利用することにより、売掛債権を早期に現金化することができた。これにより手元流動性を高め、仕入先への支払いまでの期間短縮につなげたため、仕入単価が引き下がり、利益率の向上に結びついている。		

事例3 本制度を根保証方式で活用し、機動的な仕入れで更なる業容拡大を図ろうという事例

借入企業	会社名：C社 業種：雑貨品販売業 売上高：3億円	資本金：1千万円 借入金額：根保証2千万円	従業員数：10名
第三債務者(売掛先)	大手量販店(東証1部上場会社)他1社		
対抗要件	登記(通知の留保)		
事業の概要	C社は、平成10年設立の比較的業歴の浅い会社。大手量販店に対し、雑貨品を販売している。売掛先の多店舗化の追い風などを受け、売上高は増加中。日用品は大量仕入れでコストダウンに努める一方、流行性がある商品は機動的な仕入れを行うことが課題となっている。		
本制度の活用	業歴が浅いことに加え所有不動産もなく、資金調達は強くない。従って、大量仕入れ分の支払いが集中するときは、その他の商品の機動的な仕入れができなくなることが悩みであった。 そこで、「根保証」方式で本制度を活用することにより、仕入れの機動性を確保。売掛先とは、創業来の取引があるものの、債権譲渡の「承諾」、「通知」は避けたい意向があったため、「債権譲渡登記(通知の留保)」で対抗要件を備えることにした。 C社には、債権譲渡登記の手続きに関する経験や知識はまったく無かったが、金融機関と共同で申請したため、スムーズに登記を行うことができた。		

事例 4 債権譲渡禁止特約があったものの、売掛先の企業からその解除の了承を得て、本制度を活用できた事例

借入企業	会社名：D社 従業員数：36名 売上高：5億円	資本金：1千万円 業種：コンピュータ関連機器の製造 借入金額：根保証1千万円
第三債務者(売掛先)	電子部品製造業者	
対抗要件	承諾	
事業の概要	D社は昭和50年に設立された電子部品製造業者。IT不況の影響からD社の売上の2/3を占める大手コンピュータメーカーの子会社からの受注が大きく落込み、売上高が対前年比50%にまで減少した。D社は研究開発型企業で従業員は技術者主体のため固定費が高いこと、また、売掛金の回収期間が5カ月と長いことが悩みであった。このため、売掛金を有効に活用できる方法を検討していた。	
本制度の活用	売掛先との物品取引基本契約書には債権譲渡禁止特約の条項があり、当初本制度の利用は困難と思われた。しかし、売掛先に対し、「売掛債権は金融機関と公的機関である信用保証協会への譲渡であり、いわゆる二重譲渡や信用のおけない者に譲渡される心配はないこと」、「中小企業向けの国の施策の一つであること」等を話したところ、債権譲渡禁止特約の解除の了解が得られ、対抗要件についても「異議なき承諾」を得ることができた。これにより、本制度の利用が可能となった。	

事例 5 売掛債権を担保とした借入れにより、仕入先への支払いを手形から現金決済に変更し、仕入条件を改善した事例

借入企業	会社名：E社 業種：広告業	資本金：1千万円 売上高：7億円	従業員数：25名 借入金額：根保証2千万円
第三債務者(売掛先)	広告業者		
対抗要件	登記(通知の留保)		
事業の概要	E社は平成元年にダイレクトメールの企画・制作・発送を主業務として設立。取引先を多数有し、売上は安定している。しかし近年、受注の小口化と単価切下げにより、利益が横ばい状態にあるため、E社の強みである営業力を更に強化した上、企画力の新鮮さを全面に出し、飛躍をめざしている。		
本制度の活用	担保余力のある不動産を所有していないことから、追加借入れが難しい状態であったが、本制度により新たな資金調達が可能となった。これにより、仕入先への支払を従来の手形から現金決済へ変更することが可能となり、仕入条件が改善され、仕入コストの削減を図ることができた。		





役員スポットライト



和歌山県外食産業協同組合
理事長

上野 精計 氏

(中央会理事)

～組合運営について～

今、組合をとりまく状況は？

当組合は県内の給食業者、食材業者、関連業者などが加入している組合です。当業界に於いても大変厳しく、例えばある業者では1ヶ月無料提供にしたり、並びに価格破壊に追従することにより、自分達で自分達の首を絞める状況になっています。

そして大阪の業者からの進出で、当組合員の中でも廃業などに追いやられている事態に陥っています。

～今後取り組みたい事業若しくは現行組合事業について～

市の委託を受けております高齢者給食サービス、県内の学校給食事業への参入、県市の大量弁当への調整受注などのハード面ソフト面での充実に心掛けております。そして組合員同志での食材料の共同仕入などのメリット性を考えております。

～日常組合運営で留意していること～

定期的に専門講師をお招きして衛生、環境などの研修を行い組合員のレベルを高める為にも切磋琢磨しております。そして組合員相互間で共生共存をモットーにボーリング大会等の親睦を計り本音で語れる会を目ざしています。

～日常生活拝見～

心身共に健康でないと良い仕事及び社員の幸福を維持出来ないので生活のリズムをくずさない様に心掛けています。そして毎朝市場に行き、1時間程買物を兼ねて歩き廻っています。



和歌山市青果仲卸業協同組合
理事長

森本 高文 氏

(中央会理事)

～組合運営について～

今、組合をとりまく状況は？

最近の中国等からの輸入野菜の残留農薬問題に端を発し、国内での無登録農薬にまで問題が発生するなど青果物に対する安全策が求められている。

昨年のBSE問題に始まる食料品に対する不信任感が青果物にまで派生し、その不安感も増し需要が低迷するなど業界内部にも危機感がただよっている。

～今後取り組みたい事業若しくは現行組合事業について～

食の安全と安心の確保を得るため荷受会社とも連携しながら業務を進めたい。

全国的に行なわれている代払保証制度の有限化を含む見直しの検討。

ペイオフ全面解禁による組合資金の運用対策。

～日常組合運営で留意していること～

当組合で組織している「総務部」「会計部」「果実部」「蔬菜部」「事業部」「青年部」の6部門の活動を通じ、組合員相互の結束を深め、組織の強化に努めたい。

～日常生活拝見～

早朝よりの仕事なので、いつも睡眠不足です。平日は仕事が終わると昼寝をしたり、家でゆっくり休息しています。休日には友達と外出したりして色々の事でストレスを発散しています。



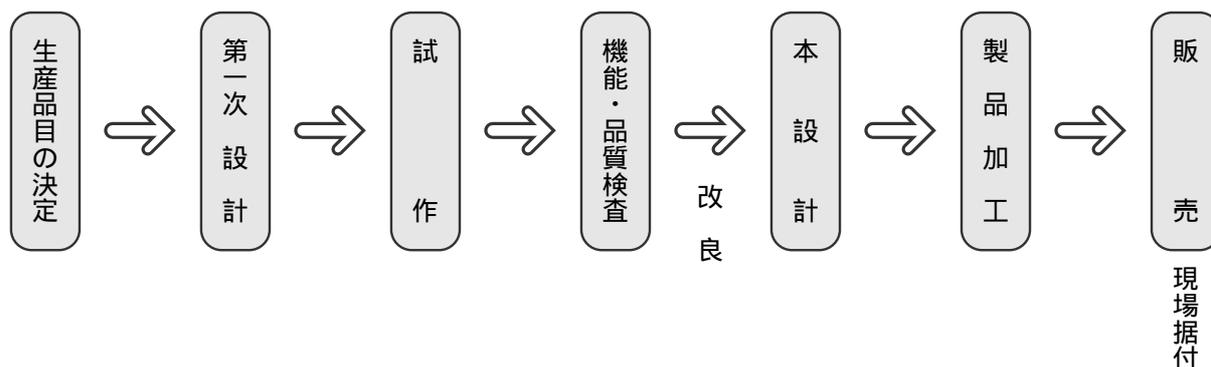
取り組みの背景と経緯

1 取り組みの背景・動機

当地域における林業、製材業を取り巻く環境は、木材流通の構造変化や不況浸透によりきわめて厳しい状況が続いているので、これら地場産業の活性化をはかり、あわせて森林資源の保全にも役立つよう、当地産の木材を使ったユニークな製品づくりを志向したものである。

仕 組 み

(フローチャート)



2 取り組みの経緯

前記研究は紀南木質研究会という任意グループで行っていたが、本格的に事業をおこすべく、現理事長、専務理事が中心となりメンバーに趣旨、構想を説明した処、8人の参加あり当組合が設立されたものである。構想の段階から組合設立、事業起ち上げまでに要した期間は約1年である。

取り組みの目的と内容

- 1) 目的...当組合の属する熊野川流域を含む熊野地方は、我が国における有数の森林地を形成しているが、当地産の木材の有効利用を図るべくこれを使った製品開発・販路開拓に取り組むこととなった。事業展開のコンセプトは環境にやさしい製品づくりである。
- 2) 内容...木製エクステリア品の開発・販売で当初開発した防音壁(遮音壁、吸音壁)に加え、「組合沿革」の項で述べた通り製品開発が相次いでいる。原材料面での特色としては、主に集成材、間伐材を利用しているところにある。

行政との連携

- 1) 原材料材質テストや曲げ試験など加工技術面については県科学技術振興センター、県林業センター、(財)日本建築総合試験場(国土交通省関係)など公的機関をよく利用している。
- 2) 市場関係をはじめ諸情報については、行政を通じ入手している。



和歌山県緑化フェア

諸施策の活用

農水省の助成事業である「素敵な間伐材の使い方研究開発事業」を本年度実施している。

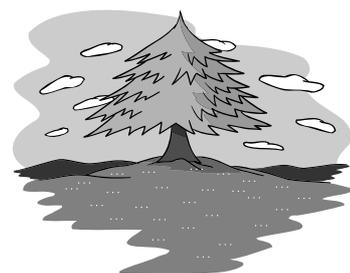
取り組みによる効果・目標の達成状況

効果

- 1) 組合... 知名度の高まり...本事業のユニーク性、社会性に注目したマスコミによるPR効果 ユーザーからの引合い件数の多さ...マスコミ効果に加え組合ホームページを見た他府県土建業者のアクセス
- 2) 組合員... 取り組みによる仕事の確保 知識の向上と新しい分野に対する関心(例 バイオマス) 組合員意識の向上

目標(ねらい)の達成状況

事業起ちあげ後日浅く、現在は関係者(ユーザー等)に対する本品の啓蒙の段階というべきであるが、各地において実績づくりが着々と進んでいる。



七曲商店街協同組合 商店街の活性化

組合の概要

組 合 名	七曲商店街協同組合
住 所	和歌山市東長町二丁目30
電 話 番 号	073 - 424 - 4290
F A X 番 号	073 - 424 - 4290
組 合 員 数	55人
出 資 金	758万円
設 立(和暦)	昭和32年6月
地 区	和歌山市東長町1、2丁目
組 織 形 態	小売市場組合
理 事 長 名	増 田 武 治
事 務 局 責 任 者	(役職)事務局長 (氏名)高 垣 善 行
理 事	14人
組 合 専 従 者	2 人
U R L	http://www.chuokai-wakayama.or.jp/nanamagari/

組合の沿革

昭和32年に組合として法人設立。その頃より30代の若手メンバーを中心に組合内に「シール部」をつくり、積極的にシール事業を展開した。同じく並行して月1回の共同チラシを製作し1万余部の配布をおこなっている。こうした事業は今も継続され、組合事業の根幹をなしている。

また、昭和62年に組合の若手メンバーを中心に現理事長が中心となり、雄湊地区青年部を結成し、和歌山市の連合青年団に加盟し、そうしたことをきっかけに市内の他商店街との交流や協力事業を展開してきている。



他に、平成12年より年1回の「秋まつり」を主催し、地元の小学校や芸能プロダクションと連携して地域住民とのふれあいの場を創出している。

取り組みの目的と内容

このように長い歴史をもつ商店街であるが、消費者の高齢化や周辺地域への大型店の進出により、商店街全体としての売上は減少傾向が続いていた。地元の消費者に愛される商店街を目指した活動の必要性を覚え、「高齢者対応」に優れた商店街に向け取り組むこととした。

七曲商店街では、利用者が高齢化するにつれ変化する消費者ニーズの把握に努めた。その上で、高齢者向けの各種サービスを考案し、事業化をすすめていった。

事業の柱は三つあり、高齢者向けカード発行、コミュニティ施設(休憩所)の設置、宅配システムの実施であった。

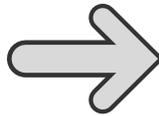
このような事業を通じて「高齢者にとって利用しやすい商店街」を実現し、地域に密着した商活動をおこなうことを目的とした。

(フローチャート)

高齢者のニーズ調査

高齢者向けアンケート
の実施

ヒアリング調査（懇談会）
の実施



各種事業展開

1. 高齢者向けカード発行
2. コミュニティ施設の設置
3. 宅配システムの実施

地域住民団体との連携状況

商店街競争力強化推進事業並びに組合自主研修事業において、地域消費者のニーズを把握するため、地元自治会に対し、アンケート調査ならびに懇談会への参加を要請した。そこでの様々な意見・要望は組合員に周知され、各個店において経営努力が続けられている。また、地元小学校の体験学習の場として商店街が活用されている。



諸施策の活用状況

活性化のための中心的な事業としては、商店街競争力強化推進事業の施策を利用した。

また、その事業の遂行をより充実させるために、並行して組合自主研修事業を行い、組合員に対し勉強会などの啓発活動を行った。また、中小企業情報創造発信強化支援事業で制作された各店のデータを再利用し、宅配受注のためのハンドブックを制作した。

商店街競争力強化推進事業、組合自主研修事業、そして中小企業情報創造発信強化支援事業と立て続けに関連性のある事業を行ったため、組合としての連携意識が高まり、また問題意識もある程度共有することができた。今後、さらに様々な事業を展開させていく中で、今回の取り組みの成果（アンケート調査等による消費者意識の把握、宅配事業等新規事業へのチャレンジ精神）が生かされるものと期待される。



ナナちゃんカード

氏名：七曲 ナツミ

住所：和歌山市

TEL： -

生年月日：昭和元年1月1日

会員番号：777

七曲商店街協同組合
TEL 424-4290



目標（ねらい）の達成状況

高齢者対応型の商店街といった目標を掲げての事業展開であったが、先述したとおり、約240名の65歳以上の高齢者へカードを発行し、来店される高齢者のほとんど全てにカードを普及させることができた。コミュニティ施設（休憩所）については利用者は思ったほど多くはなく課題が残った。また宅配事業についてはスタートしたばかりであるが高齢者も含め徐々に利用者は伸びてきている。



中央会だより

「中央会わかやま」編集委員会開催

10月24日（木）和歌山市友田町のホテルグランヴィア和歌山において、当会活性化情報「中央会わかやま」の編集委員会議を開催しました。

編集委員の方々より「中央会わかやま」についてあらゆる角度からご検討をいただき編集内容や取材の方法に反映させていこうというもので、各委員の方々からは、様々な意見が述べられました。

又、8月に実施した当誌に対するアンケート調査結果も集計され、今後の編集方針の参考とさせていただきます。

編集委員の方々（順不同）

和歌山県商工労働部商工振興課商業振興班長
藤森 弘之氏

商工組合中央金庫和歌山支店営業企画課長
森川 浩伸氏

（財）社会経済研究所 黒川 久生氏

中小企業診断士・税理士 藤島 満氏

和歌山県機械金属工業協同組合事務局長
中西 敏仁氏



青年中央会だより

～ 本県で近畿ブロック交流会開催～

組合青年部近畿ブロック交流会が10月3日、ロイヤルパインズホテルにて開催されました。

毎年開催されるこの交流会は、今年は本県が幹事県となっており、交流会では、本県青年中央会会長である野村壮吾氏より開会挨拶が行われた後、各府県青年中央会からの活動報告および意見交換がなされました。



引き続き、(有)NAP代表 根本伸一氏による「環境問題とビジネス新時代」～まっとうに生きるが成功の秘訣～と題した講演会を開催。ビジネスにおける成功例を多く語っていただきました。

また、その後の交流懇談会では、近畿ブロック青年中央会会長 田中邦広氏による開会

挨拶で始まり、熱心な情報交換を通じ

て組合青年部間の交流がより一層深まりました。



会員だより

2002 クルマ・ジャンボリー開催

～和歌山地区自動車整備協同組合～

10月20日(日)近畿運輸局和歌山運輸支局構内において、「2002 クルマ・ジャンボリー」が開催されました。

今回で13回目となるこのジャンボリーは、一般ユーザーの方々に、日頃の点検や定期点検の重要性等を知っていただくために組合が毎年実施しているものです。

会場内に設置された無料点検コーナーでは、プロの整備士がライトやエンジンルーム内をチェックし、お客様に説明していました。

また、動作の円滑さや動体視力を診断する運転適性コーナーや、車が正面衝突した時の衝撃を体験できるシートベルト体験コーナーなどもあり、参加者は自分の運転適性やシートベルトの安全性について学んでいました。

その他、会場内のステージでは、キャラクターショーや地元保育園児による和太鼓演奏会、広場ではガレージセールやフリーマーケット、屋台等と盛りだくさんで、2千人を超える来場者でにぎわっていました。



全国の先進組合事例

府立大学と連携、光触媒による雨水浄化装置を開発

協同組合リ・バウンド

所在地	大阪府和泉市	業	塗料卸売業、総合工事業
設立	昭和61年1月	組織形態	異業種連携組合
組合員数	10人	専従理事	-
出資金	1,000万円	組合専従者	1人
地区	大阪府	連携先	大阪府立大学農学部
主な業種	金属製品製造業、一般機械器具製造	U R L	-

大阪府立大学農学部と連携し、光触媒を用いた雨水有効利用システムのための調査研究を進め、大学には学術的な、組合には雨水浄化装置の開発という大きな成果を得た

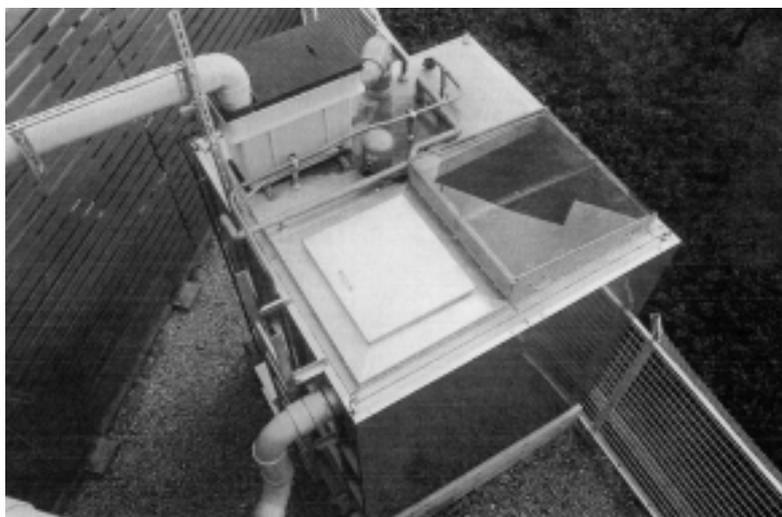
阪神大震災を経験した組合員は災害時の水不足を痛感しており、こういった災害時や河川の枯渇による水不足の状態を解消するには、雨水の利用が重要であると考えていた。しかし、雨水は場所・時期などの採取条件により性質が異なるため、平成11年に大阪府立大学農学部に基づ礎調査を依頼したことがきっかけで、共同研究が始まった。

翌年には「どんな水でも中水に変えられる装置」というコンセプトのもと、光触媒による雨水浄化装置の開発が進められた。中水とは上水と下水の間に位置し、水をリサイクルして特定の用途に限定して使用するもので、水資源の節減を図るうえで注目されつつあり、同年夏には第1号機が開発された。この1号機は現在、堺商工会議所（大阪府）に設置され稼働している。

開発の成功には、地球環境に貢献したいという組合員の熱意とともに、専門知識を持つ大学の技術的資産を有効に活用し、互いに連携しながら雨水有効利用システムのための調査研究を行ったことが特徴としてあげられる。さらに、空気清浄機に使用されていた光触媒技術を水の浄化に適用するなど、異業種のもつ技術を複合的に組み込むことで製品を実用化したことが二つ目の特徴点としてあげられる。

この結果、連携先の大学では民間との共同研究の経験を蓄積したことに加え、研究成果を学会報告するなど学術的な成果を得ている。組合においても、機器の開発にとどまらず、第三者に対する水質データ等の信頼性の向上や、共同研究による新しい知識の習得などのメリットがあった。また、今回の開発が、異業種組合としての成果の象徴となり、次の開発意欲の向上につながっている。

現在、組合では家庭用の浄化装置を開発中である。



光触媒装置

自らの手で産業廃棄物処理施設を建設

西宮建設事業協同組合

所在地	兵庫県西宮市	主な業種	建設業
設立	昭和63年4月	組織形態	同業種同志型組合
組合員数	56人	専従理事	-
出資金	2,040万円	組合専従者	4人
地区	西宮市	URL	-

他市からの建築廃棄物持ち込み拒否の動きのなかで、自前の処理施設建設とリサイクル事業の展開に、ますます厳しくなる建設業界の生き残りを掛けている

これまで、西宮市内の建設現場から発生する廃棄物を隣接する尼崎市や神戸市まで運搬して処理していたが、各市とも他市からの処理物を受け入れない意向に変化してきている。加えて、建設業界の業績は年々減少の一途となっており、今後はさらに厳しい条件になることが予想される。

そこで、自分たちの手で、自前の処理施設を建設し、リサイクル事業を起こすことによって、競争力の強化・収益性の向上・環境重視型経営を実現することにした。

取り組みの内容は、全組合員から当事業計画への参加意志を確認 金融機関との折衝で12億円の融資のめどを付けた 事務所近くに適地を確保できた 市街地に建設するため近隣住民等諸団体との徹底した話し合いのもとに環境保全協定書を締結した 環境保全を徹底するため、完全密閉型の処理工場の設計に基づく建設に着工した 平成13年11月末に竣工しており、本稼働は平成15年4月を予定している。

今後の阪神間における建設関係廃棄物発生物件は、甲子園球場解体工事など大型で多数を見込むことができる。一方処理物の受け入れ先は、神戸空港を始めとして多数大型を見込めるので事業としては堅実な組合運営が期待できる。したがって収益計画は、初年度から売上高3億円・経常利益5,700万円を見込み、順次拡大成長が計上できる見込みとなっている。また、組合員の当事業にける期待は大きく、結束力も高まっている。さらに、融資に対する連帯保証人に署名した39名/56組合員を当事業における「正会員」、非保証人を「準会員」として処遇することで、公平性と団結性を保つ仕組みが採られている。



西宮リサイクルセンター建築現場

右 南ゲートから見た建築現場
左 応接室に掲示されている
住民団体との協定書や各種
認可証など



独自のサービス体制を構築しパソコン教室を開講

島根県情報サービス協同組合

所在地 島根県松江市
設立 平成5年1月
組合員数 12人
出資金 60万円
地区 島根県
主な業種 情報サービス業

組織形態 同業種同志型組合
専従理事 -
組合専従者 -
U R L
<http://www.johoshimane.or.jp/cc/sis/a.annai.htb>

急 激なIT化の進展に対応するため、組合でパソコン機器を所有、講習会主催者に一式レンタルするとともに、企画内容についても独自のテキストを作成するなど、地域に密着した活動を展開している

組合員は小規模事業者であり、大手の同業者と比較して人材・人員等の問題から、大規模なプロジェクトの受注が困難な状況であった。そうした面を克服するため、共同受注により受注の拡大を図るとともに、組合員間の交流により受注の融通等にも取り組み、組合員のメリットの向上に努めてきた。

そうした状況のなかで、政府が進める「IT普及国民運動」が実施されることとなり、商工団体や地方公共団体等でパソコン教室が開催されることとなった。組合では、これに着目し、共同受注事業の一環として、平成12年度から本格的にパソコン教室の出張開講を計画、組合内部で検討を繰り返し、組合独自の体制を確立した。組合でパソコン機器11台（講師用1台、生徒用10台）を約200万円で購入し、一式レンタル方式を採用する一方で、組合独自のテキストを作成、担当組合員が都合により実施できない場合でも他の組合員が代替することが可能となるようにした。また、ホームページを開設、営業品目を広く公開しPR活動に力を注ぐとともに、「パソコン教室費用積算表」もホームページに掲載することで、主催団体に経費の参考になるような体制を作りあげていった。平成12年度は、商工団体、教育委員会が主な受注先である。

急激なIT化に伴い、地元に着したパソコン講習会を開催することにより、組合の存在を周知し、組合の活性化を図っている。



パソコン講習会風景



“都城茶”の品質と文化を全国ブランドへ

都城茶商工業協同組合

所在地 宮崎県都城市
設立 昭和57年2月
組合員数 14人
出資金 2,160万円
地区 都城市・北諸県郡

主な業種 茶の生産、卸、小売
組織形態 同業種同志型組合
専従理事 1人
組合専従者 5人
U R L -

「都城茶」のブランド確立のため、共同開発茶販売事業を年間約20回、茶取引事業を年間約65回行うなど積極的・継続的な活動と団結力で成果をあげている

茶の県内の消費量は生産高の3割程度に過ぎず、組合の役割は県産の茶を県外市場にできるだけ多く販売することである。また、今流行りのペットボトルのお茶に親しんだ世代に、いかにして本格的なお茶の魅力と楽しみ方、お茶の持つ文化的な面をアピールするかが今後の大切なポイントになっている。そのため、県内向けの小売は各々のブランド名で個別販売することとして、県外向けには「都城茶」の統一ブランド名で共同販売することにした。

取り組み方針は、新商品の開発、販路の開拓、生産農家の活性化の3点である。販路の開拓として共同開発茶販売事業と茶取引事業を行っているが、具体的には、新商品の開発については、平成5年度から「食べるお茶」の開発に取り組み、「茶パイ」や「お茶屋のあめ」等を商品化している。全国主要都市における専門小売店・大手茶商を対象とした求評見本市・取引会を開催し、一般消費者向けにはアンテナショップでの展示即売でニーズを収集している。そのための前提条件として、生産農家の支援にも力を入れている。

今後は需要構造の変化等により茶の消費量が減少することも考えられるので、茶そのものの品質の高度化と関連商品の開発が重要な課題となると思われる。さらに一層の販路拡大を図るために、品質の種類ごとのターゲットの明確化と、商品に「茶の文化」等の情報という付加価値をつける方向を模索しており、市場に根付いた展開が期待される。

共同開発茶販売事業では年間20回余りのPR活動や事業等を、茶取引事業では年間約65回の取引会と25回の会議・会合への参加を行っており、「都城茶」の銘柄確立に一定の成果を収めている。

また、「道の駅」への出店による共同販売や、ホームページ開設によるインターネット販売により、一層の販売拡大が期待される。



東京原宿のアンテナショップ
茶園視察研修



情報連絡員懇話会

9月分

DI (ディフュージョンインデックス) 値

DI 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

DI 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

DI 値 > 0 ... 景気上向き

DI 値 = 0 ... 景気横ばい

DI 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況 5 ポイント悪化

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業種	項目	売上高	収益状況	資金繰り	業界景況
製造業	食料品	↓	↓	↓	↓
	繊維同製品	↓	↓	↓	↓
	木材木製品	↓	↓	↓	↓
	出版印刷	↓	↓	↓	↓
	化学ゴム	↑	→	→	→
	窯業土石製品	↓	↓	→	↓
	鉄鋼金属	↓	↓	↓	↓
非製造業	その他	↓	↓	↓	↓
	卸売業	↓	↓	→	↓
	小売業	↓	↓	↓	↓
	商店街	↓	↓	↓	↓
	サービス業	↓	↓	↓	↓
	建設業	→	↓	↓	↓
運輸業	↓	↓	↓	↓	
DI 値		-55.0	-80.0	-50.0	-72.5

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

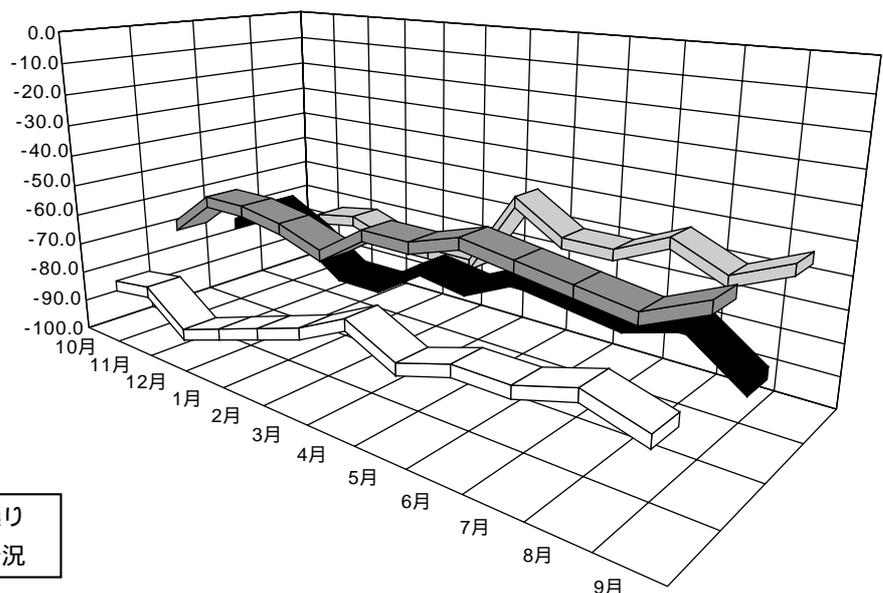
総評

前年同月比における「業界景況」判断指数(DI値:景気動向指数)は、マイナス72.5ポイントであり、同8月調査と比べて5ポイント悪化した。

同8月調査と比べ、「売上高」は7.5ポイント改善、「収益状況」は12.5ポイント悪化、「資金繰り」は7.5ポイント改善した。

9月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は11名、「悪化」との回答は29名で、「好転」との回答はなかった。

年間DI値 (前年同月比) の推移



■ 売上高 ■ 資金繰り
■ 収益状況 □ 業界景況

● 製造業 ●

食 料 品	9 / 20をもって大阪市場出荷中止。9 / 25をもって従業員10人リストラ。地元のみのお荷となった。(かまぼこ)
	残留農薬問題に伴う組合の対応について各関係団体と懇談会開催。組合並びに加工業者による梅干原料の分析実施。10月早々アウトサイダーとの意見交換会開催予定。(梅干)
織 維 ・ 同 製 品	7月、8月は当産地での原系の消費量は対前年比75%～80%と低下している。生産量、販売量ともに低下していると思われるが、生産上の端境期でもあり、10月以降の来年春夏物受注に期待するところである。(ニット)
	相変わらず全体的に低迷。産地内の数社が9月始めバリの展示会に出展し、反響が結構良かったように聞いている。取引までつながることを期待している。(織物)
	少しずつ売上が悪化している。不変は底辺での不変で決して良くはない。(手袋)
木 材 ・ 木 製 品	マンション等の受注が低価格ながら先月よりアップしているが、納期が短く、短期間での生産なので非常に生産効率が悪い。(建具)
	11月に行われる2002東京国際家具見本市への出品に向けて、関係機関等の協力で準備推進中です。(家具)

● 非製造業 ●

小 売 業	デフレ傾向のためか小売業者の売上不振が続いている。一時低水準ながら安定したと思われたが業況は悪化。景気浮揚対策は悲痛な叫びである。(和歌山市)
	今月も変わらずの状況です。秋シーズンの期待も出ず、不変、悪化と本当に毎月良い情報がなく、いつから良い情報が出せるのかという心境です。(田辺市)
サ ー ビ ス 業	今日ではどんな産業でも競争激化の中、生死を賭けた正念場であり、構わぬ営業戦略を展開しています。そんな折、県下でトップクラスの老舗旅館が倒産と報道され、組合員が心理的な面で明日は我が身と本気とも冗談とも取れる会話が多く聞かれます。(旅館)
	対前年同月比で、宿泊人員(95.4%)、総売上料金(95.1%)、1人当たり消費単価(99.7%)、総宿泊料金(93.8%)、1人当たり宿泊単価(98.3%)。1～9月の宿泊人員で見ると、13年は817,397人、14年は793,743人で23,654人の減(2.9%)である。(白浜旅館)
	車検業務をはじめ停滞している。新車の販売台数も伸び悩んでいる。(田辺自動車)
建 設 業	当月は公共工事において前年同月比を上回ったが、全体としては不況感があつた。 (電気工事)

.....
ご寄稿・イベント情報等募集しています!
.....

イベント情報ご提供に際しては次の項目を記入していただき、FAXまたはメールにてお送り下さい。

1. 組合等名
2. イベント名
3. 実施月日
4. 実施場所
5. イベント内容(簡単に)

**和歌山県中小企業団体中央会
情報調査課**

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地
和歌山県経済センタ-7階
TEL 073-431-0852
FAX 073-431-4108

Eメールアドレス
info@chuokai-wakayama.or.jp

—— **火災共済** ——

より安い掛け金!
より早い支払い!
より簡単な手続き!

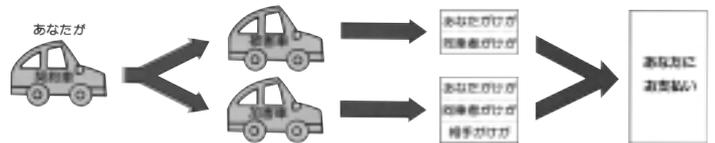


和歌山県火災共済協同組合

—— **自動車事故見舞金共済** ——

契約者を救う他に類のない共済制度です。

強制保険 } とは全く関係なく全て契約者(加
任意保険 } 害者・被害者)に支払われます。



和歌山県中小企業共済協同組合

問合先 和歌山市西汀丁26番地
TEL(073)431-3288(代)

中 央 会 共 済 制 度

マキシムR (逡増定期保険)

損金で落とししながら有退時の役員退職金の準備が出来ます

総合保障プラン

集団割引なのでどこよりも安い掛け金で、高額保障・高額医療保障

年金共済 (拠出型企業年金保険)

高齢化社会に備え、老後生活資金が準備できます(個人年金保険料控除適用可)

特定退職金共済制度

大企業なみの退職金制度の確立で、優秀な人材の確保を

共済受託会社

三 井 生 命 保 険 相 互 会 社

和歌山支社 和歌山市北汀丁7番地

TEL 073-431-5231
FAX 073-423-7017

和歌山県中小企業団体中央会 経営者・従業員災害補償制度の魅力

有利な掛金

団体中央会のスケールメリットによる有利な割引です。

ワイドにガード

ケガによる万一の死亡・後遺障害はもちろん、入院・通院も補償します。しかも通院1日目から補償の対象となります。

補償金の請求は簡単

労災保険等他の保険とは関係なく独自に請求でき、手続きも簡単です。

掛金は損金処理扱い

法人・個人事業者の全員付保の掛金は全額損金・必要経費処理が可能です。

こんな時に補償金をお支払いします。

日本国内・国外を問わず、たとえば下記のような仕事中（通勤途上を含みます。）に被った偶発的な事故によりケガをされたとき、補償金をお支払いします。24時間補償のタイプでは仕事中、仕事外を問わず補償します。

* 軽機械の組立作業中、ケガをして入院。

* 建設現場で作業中、転落、足を複雑骨折し後遺障害。

* 業務で車を運転中、電柱と衝突して入院。

* 出張中、宿泊先のホテルで火災にあい死亡。

補償金をお支払いできない主な場合

- ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失・被保険者の自殺・犯罪または闘争
- ・ 地震、噴火、津波、戦争、放射能汚染・他覚症状のないむちうち症および腰痛 など

お支払いする補償金の種類

1. 死亡補償金	死亡・後遺障害補償金額の全額をお支払いします。
2. 後遺障害補償金	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害補償金額の3%～100%をお支払いします。
3. 入院補償金	入院の日数に対して入院補償金をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院され、かつ730日以内の入院に限ります。
4. 手術補償金	手術の種類に応じて入院補償金日額の10倍、20倍、または40倍をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて730日以内の手術1回に限ります。
5. 通院補償金	通院の日数に対して、通院補償金をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて、180日以内の通院に限り90日間を限度とします。

経営者と従業員の福利厚生にピッタリ

和歌山県中小企業団体中央会

経営者・従業員災害補償制度

普通傷害保険団体契約

月々わずか1,000円から
就業中のケガ・事故など、まかせて安心!
入院・通院は1日目から補償

平成14年2月1日スタート
(以後毎月20日締切、翌月1日補償開始)



和歌山県中小企業団体中央会

引受保険会社

東京海上火災保険株式会社

☎073-431-1109

安田火災海上保険株式会社

☎073-433-0591



和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地
和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852

FAX 073-431-4108

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>

E-mail info@chuokai-wakayama.or.jp